

## 訪問介護サービス

### 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

自己負担額は、介護保険負担割合証に基づく利用者負担割合に応じた額となります。

下記料金表の金額は目安です。請求の際には端数処理の関係により誤差が生じる場合があります。

(訪問介護基本サービス料金：通常時間帯 午前8：00～午後6：00) 要介護1～5

\* 要介護1～5の方は、単位数に単位数単価の11.40円と回数に乗じたものが月当たりの金額になります。

#### 【身体介護】

	単位数	1回あたりの料金	自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	166	1,892円	190円	379円	568円
20分以上30分未満	249	2,838円	284円	568円	852円
30分以上1時間未満	395	4,503円	451円	901円	1,351円
1時間以上1時間30分未満	577	6,577円	658円	1,316円	1,974円
1時間30分以上2時間未満	660	7,524円	753円	1,505円	2,258円
以後30分を増すごとに	83	946円	95円	190円	284円

#### 【生活援助】

	単位数	1回あたりの料金	自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
20分以上45分未満	182	2,074円	208円	415円	623円
45分以上	224	2,553円	256円	511円	766円

### (各種加算料金)

介護認定に関わらず共通の加算料金をいただきます。

初回加算	サービス計画を作成し、サービス提供責任者が訪問或いは訪問介護員と同行しサービスを行った場合	200単位/月
緊急時訪問介護加算	居宅サービス計画書の計画内容にあつて、緊急時に通常のサービスに無い身体介護を行った場合	100単位/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施する場合	1ヵ月あたりの所定単位数に1000分の137を乗じた額
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施する場合	1ヵ月あたりの所定単位数に1000分の42を乗じた額

### (割増料金)

介護認定に関わらず利用時間帯によって共通の料金です。

時間帯	早朝 午前 6:00 ~ 8:00 夜間 午後 6:00 ~ 10:00	深夜 午後 10:00~翌午前 6:00
割増	25%	50%

\* 派遣時間はいずれも 30分以上です。

基本料金に対して、早朝、夜間は 25%増し、深夜は 50%増しになります。

### (キャンセル料金)

介護認定に関わらず、利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

① 利用日の前日午後5時までに連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前日午後5時~利用日当日の連絡	当該基本料金の 50%

### (サービス提供時に発生する交通費)

①通常サービスを提供の場合は無料です。

②通院等（ショートステイの入・退所含む。）の外出の際にかかる訪問介護員の交通費（居宅から目的地までの実費）を負担いただきます。

### (その他の費用)

①利用者の居宅でサービスを実施する為に使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担になります。

②利用者がサービス実施記録など複写を希望されるときは、1枚につき10円、両面の場合は20円いただきます。事業者から請求されたときには、利用者は直ちにその費用をお支払いいただきます。

③介護保険の給付対象にならないサービスについては、下記の通り自費の料金を頂きます。

#### 【全額自己負担料金】

訪問介護 基本料金	30分の利用	身体介護	1,300円
		生活援助	1,100円
	1時間の利用	身体介護	2,500円 (以降、30分毎に1,250円加算)
		生活援助	2,100円 (以降、30分毎に1,050円加算)
介護予防給 付基本料金	30分の利用	1,100円	
	1時間の利用	2,000円 (以降、30分毎に1,500円加算)	
割増料金	午前 6:00~8:00 と午後 18:00~22:00		25%割増
	午後 22:00~翌日の午前 6:00		50%割増